

デイサービスセンター 山径は、指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業により、契約者（利用者）に対して必要なサービスを提供します。  
事業の概要・提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明します。

## I. 経営法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 善隣会
所 在 地	山梨県甲府市和田町2948番地の6
電 話 番 号	055(253)7231
代 表 者 氏 名	理事長 廣瀬 朱實
設 立 年 月 日	昭和50年6月25日

## II. 事業の概要

事 業 所 名	デイサービスセンター 山径
事 業 名	指定認知症対応型通所介護事業・指定介護予防認知症対応型通所介護事業
事 業 の 目 的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の運営方針	要支援・要介護者で認知症の利用者の人権と人間性を尊重することを基本理念とし、利用者及び家族のニーズを的確に把握し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスの提供に努めるものとする。
事業所の形態 (単独型・併設型・共用型)	共用型。指定認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）「グループホーム山径」と一体的に事業を行う。
所 在 地	山梨県甲府市和田町2948番地の6
電 話 ・ F A X	電 話 055(255)1217      F A X 055(255)1218
管 理 者 職 氏 名	所 長 相原 司
開 設 年 月 日	平成21年 4月 1日
介護保険事業者番号	1970101091
利 用 定 員	1日あたり 3名
主 な 設 備	トイレ（3ヶ所）、ホール、多目的室 浴室（一般浴・機械浴）、その他

## III. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	甲府市全域
営 業 日	毎週月曜日～土曜日 (ただし、1月1日～3日を除く)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分 (サービス提供時間) 午前9時00分～午後4時15分

#### IV. 事業所の職員体制（グループホーム山径との兼務）

職 種	人 員
管理者（所長）	1名（兼務）
計画作成担当者	1名（兼務）
介護職員	1名

#### V. 提供するサービス及び利用料金

給付対象サービス	入浴・排泄・食事（食事に係る自己負担額を除く）・送迎等は、介護度等に応じて包括的に提供され、1割又は2割又は3割が自己負担となります。 (別紙料金表参照)
給付対象外サービス	利用に応じてその全額が自己負担となります。(別紙料金表参照)
料金支払方法	当事業所が指定する方法によりお支払ください。

#### VI. サービスの利用中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、緊急やむを得ない場合を除き、サービス実施日前日までに申し出てください。
- (2) 新たなサービス利用の追加を希望されても、1日の利用定員を超える場合は、お断りする場合があります。
- (3) ご利用者の身体状況等により、サービスの内容の変更又は中止をする場合があります。その際には、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。

#### VII. 守秘義務

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を保守します。この守秘義務は本契約が終了した後も継続するものとします。

#### VIII. 事故発生時の対応

サービスの利用中に事故が発生したときは、次のとおりの対応をします。

- ①速やかにご家族等に報告するとともに、必要に応じて主治医等に連絡し、指示を受けます。
- ②必要に応じて保険者である市町村及び居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に連絡します。
- ③事業所の責に帰すべき事由により事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。
- ④事故が発生したときは、その原因を究明し、スタッフ会議等において再発防止策を検討する等、再発防止に取り組みます。

## IX. 非常災害対策

当事業所では別に定める「消防計画」に則り、非常災害時の対応を行います。又、スプリンクラー設備・自動火災警報装置等消防法令に定められた設備を設置しており、カーテン等は防火性能のあるものを使用しています。

## X. 苦情受付について

(1) 当事業所において提供するサービスについての苦情や疑問あるいは相談等、次の窓口において受け付けています。お気軽に申し出てください。

○受付窓口（担当者）

所 長 相原 司

○受付時間

毎週月曜日～土曜日（1月1日～3日を除く）

午前9時15分から午後4時30分まで

○担当者が不在のときは、代替りの職員が対応いたします。

(2) 次の機関でも相談・苦情受けを行っています。受け付け時間等は直接お尋ねください。

甲府市福祉保健部 介護保険課	所在地	甲府市丸の内1-18-1
	電 話	055-237-5473
	FAX	055-236-0118
山梨県国民健康保険団 体連合会(介護サービス 苦情処理担当)	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電 話	055-223-9201
	FAX	055-233-1204

## XI. 第三者評価の実施状況

現在、当施設では第三者評価を受けています。

聞き取り調査日：令和3年12月9日

評価機関名：社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

評価結果については、施設内と URL：↓

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokekka.nsf/aHyokaKekka?OpenAgent&TDFK=19> にて開示しております

令和 年 月 日

指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 デイサービスセンター山径

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 (契約者)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

上記代理人

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
続 柄 \_\_\_\_\_

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。